

## 倪元?と黄道周 : 応酬詩と墓誌銘を中心に

著者	河内 利治
著者別名	KAWACHI Toshiharu
雑誌名	中国文化 : 研究と教育
巻	60
ページ	105-115
発行年	2002-06-29
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00150376">http://doi.org/10.15068/00150376</a>

# 倪元璐と黄道周

— 応酬詩と墓誌銘を中心に

## 河内利治

### 一、はじめに

倪元璐（一五九三—一六四四）は、明朝最後の天子、崇禎帝の自縊に従って絶命した。黄道周（二五八五—一六四六）もその二年後、義兵を招集して清軍と戦って捕らえられ、南京で処刑された。

倪元璐に関する史書の記載には、黄道周を友とし、学問に励み、官位を譲ろうとした内容が見える。

公、平生の学問、鄒元標を師とし、劉宗周、黄道周を友とす。

— 蔣士銓「倪文貞公伝」（『倪文貞公文集』首巻所収）

元璐、羣書を博く極め、尤も易、春秋に精しく、同年の黄道周と各おの一家言を成す。著す所の『兒易』、『春秋問答』、『応本』、『内外儀』、『代言』、『奏牘』、『講章』、『憶草』若干巻あり。

— 徐秉義『明末忠烈紀実』巻十一

天啓二年壬戌、進士と成り、才名天下を噪がす。少詹黄公道周と並びに韓太史日纘の門下より出で、一時推して双壁と為す。……黄公道周、建言を以て時の相と忤ひ、経筵官を選ぶも与からず。公、疏して己の秩を以て黄公に譲らんことを請ふ。此れ由り益ます当事の柄鑿する所と為り、稍して南（京）国子司業に遷る。

— 計六奇『明季北略』巻二十一上・殉難文臣

一方、黄道周に関する史書の記載には、倪元璐とともに政治に参画して、正邪を弁別したことが記される。

石齋先生、翰苑に入るに迫り、上虞の倪文貞公と俱に自ら天下の重きを任じ、正を崇め邪を去り、忠を尽し過ちを補ひ、裾を折檻し、九死に回らず。

— 朱彝尊『静志居詩話』巻二十黄道周  
また政事を総べた倪と、理学に執達した黄と微妙に異なる

る学問の違いを述べた史書がある。

石齋の学は醇なり、而して稍や矜気あり。天下「倪黄」と称し、倪は事を綜べ、黄は理を執り、其の致は微かに分る。

―査繼差「閩部黃道周伝・後稿」(『国寿録』) このように史書は、二人を忠臣、同志、学友として記録し、「双璧」或いは「倪黄」と併称する。

黄は、「至性奇情、不媿純孝は則ち倪元璠に如かず」(崇禎十年六月「三罪四恥七不如疏」『黄漳浦集』卷一)と、性情と純孝は倪に及ばないとその人間性を高く評価し、その書跡についても、「鴻兄の命筆、顔魯公(真卿)・蘇和仲(軾)より上に在り。其の人も亦た絶出ず」と絶賛する<sup>1)</sup>。

一方、倪が黄をどのように見ていたかは、あまり考究されてない。よって本稿では、両者が交わした教篇の詩を読みながら、倪黄の交友の実体を追いかけて、最後に黄が執筆した倪の墓誌銘に言及してみたい。

## 二、倪黄の応酬詩文

まず二人が交わした詩文を整理しておきたい。

倪は黄に次の詩文を贈っている<sup>2)</sup>。1〜3は文、4〜8は詩である。テキストは、『鴻宝応本(全三冊)』台湾学生書

局印行、四庫全書本『倪文貞集』中華書局、および台北芸文圖書館『倪文貞公詩集』(中華民國六十三年三月初版線裝本)による。なお6には伝来墨跡『五言律詩軸』(頼山陽旧蔵)がある。

1 黄石齋史官稿序(『鴻宝応本』卷六・『倪文貞集』卷七)

2 贊黄石齋宮庶、為吳澹人太史朱函松石、寿其太君(『鴻宝応本』卷十六・『倪文貞集』卷十七贊銘)

3 与黄石齋四書(『倪文貞集』卷十八書牘)

4 黄石齋挙子同館、勅双扈以寿二首(『倪文貞詩集』卷上古体)

5 誦徐九一疏草、余求讓官石齋不許、九一起而申之、辞甚切至、中間見推教語、則何敢承也二首(『倪文貞詩集』卷上五律)

6 郊游二首(『倪文貞詩集』卷上五律)

7 涂德公太学、以疏救予友石齋、廷杖遣戍、便道訪予山中、臨別感賦二首(『倪文貞詩集』卷上五律)

8 蒙賜佐枢環召、別石齋兄、懷牧齋、九疇諸公(『倪文貞詩集』卷下七律)

9 訂石齋至董瑞生館(『倪文貞詩集』五七言絶句)

一方、黄が倪に贈った詩文は次の通りである。1〜8は

文、9、31は詩、括弧内は『黄漳浦集』の収録卷数である。なお26はその詩の書跡が伝来するために追加し、31は「黄石齋未刊稿」(国立中央図書館特蔵組珍本『黄石齋公伉儷未刊稿附黄公墨蹟(全一冊)』陳達元景印・台北市閩南同鄉会發行所収)より補ったものである。

- 1 乞授異倪元璐、祁彪佳子姓疏(卷六)
- 2 与倪文正公書凡二篇(卷十七)
- 3 答倪文正公書(卷十七)
- 4 与倪鴻宝論書法三則(卷十九)
- 5 倪文正公集序(卷二十一)
- 6 倪鴻宝制義序(卷二十二)
- 7 書倪文正公帖後凡三章(卷二十三)
- 8 倪文正公墓誌銘(卷二十七)
- 9 題倪鴻宝松石圖似猷汝(卷三十七・五言古)
- 10 寄別臥子兼懷鴻宝(卷三十八・七言古、『明詩紀事』辛籤卷四収録)
- 11 久滯長安、困憊已極、倪宮允鴻宝、魏給諫倩石、李文選瞻章、樊計部紫蓋、各移斧見資適錢宗伯御冷、亦自南都分俸見寄聊散所懷十章辛未
- 12 壬申元夕後、姚孟長招鴻宝汝止來酌、余邸見黃平倩詩卷、欣然言和兼以志別七章壬申(以上11、12 卷四十・

五言律、『天啓崇禎兩朝遺詩』卷六収録)

- 13 途中寄鴻宝二章戊寅
- 14 出大滌將渡胥江而羲兆、木上諸兄又申湖上之約會、倪鴻宝祭酒来自山陰遂偕、朱士美、邵先之、施宮方、繆子玄、陸夢文、姚有僕、何寿丙、陶贊皇、陳穎凡、全入靈隱、登弢光有作、屬鴻宝、羲兆、木上和之四章
- 15 長至日、鴻宝別有約去、有詩頌之、翌日、同有僕、木上、過石屋烟霞、抵晚始歸、与羲兆、士美、寿平同賦四章戊寅(『天啓崇禎兩朝遺詩』卷六収録)
- 16 同倪鴻宝過十八澗四章戊寅
- 17 戲灘留別羲兆、木上並謝諸賢及鴻宝二章戊寅
- 18 出靈峰、謝鴻宝、瑞屏、巢軒諸文、并別涂德公三章戊寅(以上13、18 卷四十一・五言律)
- 19 何羲兆、姚二存、曹木上、陳彥升、倪子玉、葉恒生、姚聖之、同陳臥子、集倪鴻宝園中各拈二韻
- 20 同彥升、臥子諸兄、集倪園為鴻宝勸駕二章壬午
- 21 用木上韻、集倪先生宅、兼寿倪母二章壬午
- 22 用羲兆韻、集倪先生宅、共諸子酬和二章壬午
- 23 從邸報知鴻宝發言遂成玄感、既數日得鴻宝書、備閱諸疏、清時喜起、良暢於懷、已有長言、再伸短什四章(以上19、23 卷四十一・五言律)

24 西冷懷倪鴻宝、方仁植、馮留仙鄰仙七章（卷四十三・五

言律）

25 文網未釈、乞休為勞、倪鴻宝特疏見白、為詩言謝、並道

鄙意、非乖叔向、引誼之懷、未殊孟博、避咎之旨也十二

章（卷四十五・七言律）

26 壬申元日侵晨雨雪旋遂開霽時已得請陞然有作六章

27 伏枕乃下牀、冥無所見、見倪鴻宝請假疏云、京師如海、

独無良医、為之慨然賦、京師如海独無医、以示諸病者四

章（以上26～27卷四十六・七言律）

28 倪鴻宝年兄、竭忠殉難、天下聞者、無識不識、有棟折山

頹之慟稽、諸古人無与為輩、即欲瀝血瀉地、称揚宣歎、

無以為辭也、念鴻宝兄生平、喜予作七言詩因勒四章、登

之素帛、生芻之義与驢鳴同奏、足誌嗚咽云爾（卷四十

七・七言律、『天啓崇禎兩朝遺詩』卷六収録）

29 偶見鴻宝遺筆

30 弘光元年夏五朔、将往六陵阻雨、是夜夢倪子新（会鼎）

作詩、有北窗取鶴足、二簋散禽翕之句、覚語諸兄、曰是

且婦矣、諸兄亦無復入六陵者已而、人各趣裝還郡、予独

与猷汝、嚴舟過柯山、因用為韻各成十絶（以上29～30卷

四十九・七絶句）

31 倪翰林贈竹石圖作詩報之（『黄石齋未刊稿』）

一見して分るのは、黄道周が倪元璣に贈った詩文の多さである。またその詩作が、

崇禎 四年辛未一六三一：11

崇禎 五年壬申一六三二：12・26

崇禎十一年戊寅一六三八：10・13～18

崇禎十五年壬午一六四二：19～22

と制作年代が判明している詩がいくつかあり、特に戊寅と壬午に集中しているのは興味深い。まず以上の応酬詩の中

から、二人の交友を伺ってみよう。

### 三、応酬詩に見る倪黄の交友

① 出会い―天啓二年（一六三二）

二人の出会いには、天啓二年に進士と成り、ともに翰林院

に任ぜられたことから始まる。黄は「倪公と予は同年にし

て、初め翰林に居る」（『倪公墓誌銘』）と記している。倪詩

4 「黄石齋拳子と館を同じふし、双扈に勅し以て寿ぐ二

首」其の一に、「杏壇推才、五台選徳、為是父兄、宜煩孔

釈。」と詠じ、其の二に「今之黄董、乃在漳江、是父是子、

亦既有双。」と詠じる。黄を父、自分を子に擬え、「亦た既

に双ぶ有り」という。上述『明季北略』にいう「一時推し

て双壁と為す」の証左とならう。

②倪が黄に官位を讓る―崇禎五年（一六三三）

崇禎四年正月、黄は「遵旨回奏疏」を上り、「曲庇罪輔」により三級降格の調用となる。崇禎五年閏十一月、倪は上奏し、黄に官位を讓り、劉宗周を召還するよう擁護した。

右中允黄道周は学行双至、至清俗を嫉み、經史に奥深にして、時宜に洞精たり。陛下試みに筆札を仮らば、自ら倚馬の方言たる可く、此れ誠に天下の奇才なり。天、陛下の為に此の一人を生み、天章を仰佐するは、偶然に非ざるなり。且つ道周、罪輔の餞龍錫を掬ぎふを

以て旨に忤ひて降調せられ、未だ幾ならずして其の言卒に行わる、是れ陛下の道周を知ること久しきなり。臣謂らく陛下の今日の人を用ひること、惟だ当に其の直に伉び氣有る者を取るべしと。…臣の自量は庸劣にして、遠く道周に遜る。陛下幸ひにして臣の言を聴かれ、道周を原官に還し、而して臣を外に出だすこと、猶ほ龔袂を棄てて良玉を得るがごときなり。

―「倪元璣年譜」所収「倪文正公年譜卷之一」<sup>14</sup>  
黄は餞龍錫を救おうとして官を貶された。そのため倪は黄に官位を讓ることを願ひ出た。この進言は、黄の学業品行

と文章能力に傑出した点は自己の及ぶところではないと直訴するものである。

この行為に対し、徐汧（二五九七―一六四五、字は九一、号は勿齋、長洲人、徐枋の父、崇禎元年進士）は、上疏して黄倪の賢を頌した。倪詩5「説徐九一疏草二首」はその徐の上疏文を読んだ感慨を詠う。自題に「余、石齋に官を讓ることを求むれども許されず。九一起ちて之を申す。辭甚だ切至なり。中間に數語を推すを見れば則ち何ぞ敢へて承くるをや」とある。其の二（四川省博物館に書跡が現存）は、

三万卷蟠腹 三万卷 腹に蟠み

安能為伏雌 安んぞ能く伏雌の為にせん

文心提氣骨 文心 氣骨を提げ

諫舌報鬚眉 諫舌 鬚眉を報ず

俱笑李卻讓 俱に笑ふ李卻に讓るを

誰教禽息知 誰か禽息をして知らしめん

尋常推舉事 尋常なり推舉の事

不幸後來奇 不幸なり後來の奇

と詠う。「伏雌」は卵を伏せている雌の鶏で、『古詩紀』百里奚妻歌の「百里奚、五羊皮、憶別時、似伏雌」を踏まえ、「禽息」も身を殺して百里奚（春秋時代の秦の大夫）を

推薦した故事を踏まえよう。百里奚を黄に擬し、禽息を倪自身に擬している。前半四句は黄および妻(蔡玉卿)を称え、後半四句は倪自身の行為を詠うものである。

③倪が黄を訪ねる―崇禎十一年(一六三八)

崇禎十一年六月、黄は楊嗣昌・陳振甲らが「奪情」して入閣したことに反対し、上奏文を奉った。七月五日、黄と楊は崇禎帝の面前で「綱常」をめぐる論争した。その結果またもや崇禎帝の怒りを買ひ、「朋串撓乱」の罪に擬せられ、八月に江西布衣政司都事に左遷される。黄は帰途、泰山に登り、冬に余杭の大滌山書院に立ち寄り、陳子龍(字は臥子)・倪元璐(号は鴻宝)と逢った。崇禎八年に國子祭酒となつた倪は、翌九年より山陰に帰郷していたが、黄に「辺信(辺境よりの知らせ)」を見せるため持参した。この時の作と思われる詩が10・13・18である。

黄詩10「寄別臥子、兼懷鴻宝」第五句には、「倪公と余と最も相契ふ」と詠じる。

天下の水は匡廬より奇なること無く

雁蕩声無く差や之に勝る

五洩壯険にして及ぶ可からず

安んぞ能く倪公の詩に過ぐるをや

倪公と余と最も相契ふ

一字動けば千峯の勢ひ有り

毎に頌ふ使君明にして且つ清なるを

董賈蘇韓 位置を失ふ

……………

倪公我を抱くこと 雞を抱くが如く

五年兩び過ぐ靈峯の西

董仲舒、賈宜、蘇軾、韓愈と歴代の散文家さえその位置を失うほどである文章能力と「雞を抱くが如く」の交友を詠い、倪を誠に高く評価する詩である。

④黄が倪を訪ねる―崇禎十五年(一六四二)

黄は「党邪乱政」の罪により、崇禎十三年七月に逮捕、投獄され、翌十四年末、湖南辰陽に左遷となる。時に戸部主事の葉廷秀、南京國子監生の涂仲吉(字は徳公、漳州人)らは黄を救おうと奏上したため連座し、投獄され、左遷された。翌十五年春、涂仲吉は左遷の地に向かう途中、倪元璐を尋ねた。倪詩7「涂徳公太学、以疏救予友石齋、廷杖遣戍、便道訪予山中、臨別感賦二首」其の一に、

纔に接す雲虹の気 吾が旗已に豎降す

一に浮く鋤水の宅 共に倚る叫山の窓

蔣の築能く徑無し 潘の才信に江の若し

須たず月の上るを邀えるを 君の面に銀缸有り

公に舟有り、鋤水と名づく。齋窓の聯に曰く、山に

叫べば山応じ、月を邀へれば月来ると。

とある。黄に贈った詩ではないが、「蔣(詔)」を自己に、「潘(岳)」を黄に擬すと考えられる。

黄は同年四月二十五日から五月下旬にかけて、大滌書院で三度目の講学を行った後、杭州を経て、京口(鎮江)に赴き、南京から九江に至る。左遷の地、湖南辰陽へ行くためである。到着後、病のためそのまま逗留し、十月一日に左遷を解く復職の旨に接した。九江から南京を経て京口に戻り、十一月上旬、杭州から大滌書院に行き四度目の講学を行う。おそらくこの間に、黄は倪母の長寿を祝うため、嘉興から南下した後、弟子と一緒に山陰(浙江上虞)の家に倪を訪ね、起用に応じるよう勧め、併せて倪母の長寿を祝った。よって19、22詩は、この時に読んだと考えられる。倪は九月に詔によつて兵部右侍郎兼翰林院侍読学士に召される。家居すること七年に及んだ。倪詩8「蒙賜佐枢環召、別石齋兄、懷牧齋(錢謙益)、九疇(顧錫疇)諸公」詩はこの時の作である。

投林又復賦翩翩 蠟屐東山未可為

大有臯伊海內望 敢云頗牧禁中知

黃巾冢突如游釜 赤子饑馱亦弄池

藪樵中流需共濟 印須也恐辦裝違

第四句「敢へて云ふ頗牧の禁中に知るを」は、黃詩20「同彦升、馱子諸兄、集倪園、為鴻宝勸駕二章壬午」其の第一句「禁中知頗牧」を受けている。頗は廉頗、牧は李牧で、共に戦国時代の趙の名将である。

ところで「倪文正公年譜」(「倪元璣年譜」所収)に伍崇曜の跋文(咸豊甲寅・一八五四)があり、次のような逸話を引く。

文正、天啓中、歴を頒くの詩を賦し、最も典重為り。亦た豈に明社の遽かに亡ぶを虞れんや。又た称ふるに、文正の晩年に室を紹興府の城南隅に築き、櫨檻の法式、皆な手もて自づから画を絵き、巧匠之を見て手を束ね、既にして成り、始めて其の精工を歎ずと。時に目の疾を患ふに方り、程君房、方于魯の製す所の墨を取りて壁を塗り、其の中に黙坐す。堂東の飛閣三層、匾して「衣雲」と曰ふ。闌に憑れば則ち万壑千巖、皆な寫下に在り。適たま滄海黃公、越に至るに、施すに錦帷を以てし、灯を張り四に照らせり。黃公怡ばず、「国は多難に歩めり、吾輩宜しく宴楽すべから



ず」と謂へり。文正笑ひて曰く、「会して公と訣るるのみ」と。既にして北行し、遂に寇難に殉ず、亦た哀しむべきのみ。

この逸話は朱彝尊の『静志居詩話』巻二十からの引用であるが（但し文字の異同がある）、崇禎十五年に黄が倪宅を訪れた時のものと思われる。なぜなら、黄が倪宅を訪れたのがこの時だけであり、かつこの年以降に二人が出会った形跡がないからである。

#### 四、倪公墓誌銘

黄は倪の墓誌銘、「倪文正公墓誌」（『黄漳浦集』巻二十七）を書いた。この墓誌とほぼ同一の文章が、「明戸部尚書兼翰林院学士贈特進光祿大夫太保吏部尚書諡文正鴻宝倪公墓誌銘」（以下、「倪公墓誌銘」と略す）として、『倪元璐年譜』附録に収録される。両者を比較すると、文字に異同がある。ここではA「倪公墓誌銘」を底本に、B「倪文正公墓誌」を参照しながら考察する。（AになくBにある言葉を「」で補い、逆にBにありAにない言葉をへで補い、A Bの語句の異同はBを「」で表記する。）

嗚呼、公、諱は元璐、字は玉汝（鴻宝）、別に鴻宝

〔園客〕と号す。万曆癸巳閏十一月十六日辰時に生ま

れ、先帝に従ひて崇禎甲申三月十九日辰時に歿す。是れより先（数日先んじて）、公、賊の闕を犯すを知り、上に東宮撫軍に南下を命じることを勧め（上に東宮を出でんことを勧め）、へ宋（康王の故事に循ふ。聴かれず。…請ひて重賞を懸け敢へて死せんとするの士五百人を募り（又た請ひて六十金を以て一士を募り、五百の敢へて死せんとするの士を得て）、へ以て困ひを破るべく、勤王の師を召すも、亦た以て及ぶ無き為り。

字号が異なるが、子の会鼎の見解を取るべきであろう。生年は一五九三年、卒年は一六四四年である。「宋康王」とは、南宋の高宗趙構（徽宗第九子・欽宗の弟）を指す。一一二六年、北宋の都汴京が金軍に攻められ、翌年、徽宗・欽宗が捕虜として連れ去れた時、宋康王は南京で即位して高宗となり、後に都を臨安に遷した。所謂「靖康の変」である。「賊」とは、李自成を指す。倪は北京都城が賊軍によつて陥落する前に、崇禎帝に南下して南京に遷都することを勧めたが、聴き入れられなかつたのである。

是の日、賊の城を踰えるを聞き、乃ち束帶して闕に向（嚮）かひ、北して天子に謝し、南して太夫人に謝し、〔四拜し〕畢り、酒を索めて齋に入り、壮繆の像に酌

ぎ〔神と対酌し〕、出でて庁事に就き、南面して繯を結び〔受け〕、案に題して云ふ、「南都尚ほ為す可し。死は、吾が分なり。其れ〔慎んで〕衾棺〔棺衾〕する勿れ、以て吾が痛みを志さん。」と。遂に自ら経〔縊〕死す。

都城に賊軍が侵入したと聞いた倪は、死を覚悟した。甲申（二六四四）三月十九日に崇禎帝が自縊し、その後を追うように自経した。この時殉難した者が、談遷の『国権』巻一百に列記される。東閣大学士の范景文、都察院左都御史の李邦華、戸部尚書協理詹事府の倪元璐、刑部右侍郎の孟兆民と子の章明、都察院左副都御史の施邦曜、大理寺卿の凌義渠、太常寺少卿の呉麟徵、左諭徳の馬世奇、左中允の劉理順、翰林院檢討の汪偉、戸科給事中の呉甘来、四川道御史の陳良謨、吏部考功員外郎の許直、兵部武庫郎中の成徳、兵部車駕主事の金鉉、光祿寺署丞の于騰蛟などである。

「南都尚ほ為す可し」は、倪元璐が死ぬ間際まで、明朝の復興を切望していた遺言と解せる。「壮繆」とは、関壮繆、即ち関羽の封号である。南宋の高宗の時にこの呼称が贈られたとされる。明代には軍神として崇拜されていたのである。倪に「関神像贊」（『倪貞貞集』巻十七贊銘）が

ある。

頃之、賊至り、公安くに在りやと問ふ。則ち戸を堂に陳べり。各おの忠臣を称へ、嘆息して去る。「長」子の会鼎、「以て太夫人を奉じて家居し、斂を含むを視るを獲ず。次子の会覃、以て□□を拒み、命を汗する及び幾んど死するも、賊猶ほ公の忠を閔れみ、死するを得ず。」櫬を扶して帰るに、新たに命じて公の忠の第一を旌はし、特進光〔采〕禄大夫、太保、吏部尚書を贈られ、文正と諡するに逢ふ。予、五〔六〕壇に祭し、へ加へて一壇に祭す。有司にへ勅して、葬を造し〔祠を京師に建て、旌忠と曰ふ〕、而して時に艱く未だ就かざるなり。

倪の死後、明朝が「特進光禄大夫、太保、吏部尚書」を贈官し、「諡文正」を賜つたのは、倪の「忠」の志を第一に表彰するためであった。長男会鼎、次男会覃は、父元璐の「櫬」を賊軍の手から取り返すが、葬礼を行うができなかつたという。

黄が倪の墓誌銘を書くに至つた経緯は、

会鼎乃ち権に公を里第に殯し、哭して予に請ひて曰く、「惟だ夫子のみ先公を知る、以て誌せざる可からざるなり。且つ夫子は身を以て国に許す、亟に誌を為

さざる可からざるなり。」と。予哭して応へて曰く、「諾。」と。

## 五、結び

と記す通りである。この一文はAには無く、Bから引いた。倪会鼎は亡父の死体を棺に納めて郷里の屋敷に安置し、哭礼して黄道周に墓誌銘を執筆することをお願いしたのである。その理由は、黄のみが父を良く知り、黄が「以身許国」の人、身を捨てて国のために尽くす人物であるからである、という。懇願された黄は哭礼して引き受けた。Bの最後は「同年友弟漳海黄道周頓首拜識」と記して結ぶ。これまたAには無い。「友弟」と自署するのは、黄の倪への敬意であり真意であろう。倪会鼎が黄を「夫子」と呼ぶのは、師の礼を執っていたからである。

倪会鼎（一六二一〜一七〇六、字は子新、晚号は無功）は、十六歳で諸生に補せられ、その後、父の命令に従って黄道周に学業を受けた。「会鼎、漳海の夫子に侍し、信州に駐軍す。…漳海の論は此くの如し、敬ひて為に之を述ぶ。」（『倪元璐年譜』崇禎十六年）とある。倪会鼎にとって、父の無二の知友として、かつ自己の師として、黄道周以外に墓誌銘を執筆し得る人物は存在しなかった。逆に黄にとっても、倪はその墓誌銘を書かねばならない存在だったと言える。

黄詩に29「偶見鴻宝遺筆」と題する七絶がある。

蕭然墨菊老披離 蕭然たる墨菊 老いて披離たり

（もの寂しく墨菊が散り乱れている。）

不見高人動筆時 見ず 高人の筆を動かす時を

（高潔な人が筆をとり描く姿は見えない。）

世上風雲俱艸艸 世上の風雲 俱に艸艸たり

（世の中も慌しい気運であり、）

傲霜空有兩三枝 傲霜 空しく兩三枝有り

（霜の寒さに屈しない菊花が、二三本の枝に空しく咲いている。）

この詩は倪の遺筆「墨菊」画を題材に、菊花から亡き倪を偲び、その気骨を尊ぶとともに、「世上」には二三人の気骨の士しか生きていないと嘆いた詩である。「高人」は高潔な人格者、倪を指す。「見ず高人の筆を動かす時を」は、親友が亡くなったため、実際に彼が筆をとり描く姿が見られなくなったことを言うのみならず、倪のように人を動かす、世を導く存在がいなくなった、気骨の士を失ったという黄の嘆きである。「風雲」とは世の中の乱れをいい、「披離」たる水墨菊花と同じように「艸艸」としている。果た

してこの世はどうなるのか、その解答はこの詩では説き明かされていない。「傲霜」とは霜の寒さに屈しない菊花であるが、これも倪その人の傲骨の氣質を指す。「兩三枝」は倪亡き今は二三人の気骨の士しかこの世には残っていないことを指すのであろうが、それは「空有」という語に悲観的に表現されている。黄は少なくとも自分の氣質は傲骨であると信じ、さらに何人かの傲骨の人を想定して「兩三枝」と結んだのである。

倪の死、その殉難を多くの伝記資料が称賛する中で、張岱は独り異なつた意見を述べる。

死賊の猖狂の際に当り、卒に一策を出だす能はず、先帝を輪台の難に下す。……吾が太史の如き者は、豈に一死を以て、其の責を卸す可き哉。

「一策を出だす能はず」は正鵠を射ていない。墓誌銘に記すように、倪は帝に南下を勧め、死ぬ間際まで明朝の復興を切望していたからである。

小稿は、倪黄両者の応酬詩文を整理し、僅かの詩と墓誌銘を読み解いたに過ぎない。更に多くの詩を読み、また墓誌銘以外の「倪鴻宝制義序」、「倪文貞公集序」なども読み解く必要があるが、稿を改めたい。

#### 注

- (1) 拙稿「黄道周の書論」(「中国文化」48) 参照。
- (2) 福本雅一氏の論考「山陽と倪元璐」(二玄社「錯簡集」所収) 及び「倪元璐伝」(「書学大系」同朋舎所収、後に「明末清初二集」(二玄社再録) があり参照した。
- (3) 浙江省博物館蔵《楷書詩翰冊七律六首》壬申正月三日書が伝来する。「黄漳浦集」に「案浙中倪黄合刻帖題作壬申元日晨間微雪俄而羲陽晃然攬暉竟夕伏枕泚筆遂成六詩」とある。
- (4) 「倪元璐年譜」(一九九四年刊・中華書局) は倪元璐の長男、倪会鼎撰「倪文正公年譜」(全四巻・咸豊四年刊・粵雅堂叢書本) を底本に李尚英氏が点校したもの。「倪文正公年譜」及び附録がある。
- (5) 陳子龍については、拙稿「陳子龍の変貌―師黄道周との出会いをめぐって」(「調布日本文化」1) 参照。原詩「天下水無奇匡廬雁蕩無声差勝之五洩壯險不可及安能過於倪公詩倪公与余最相契一字動有千峯勢每頌使君明目且清重賈蘇韓失位置……倪公抱我如抱雞五年兩過雲峯西……」
- (6) 蔣詒は後漢哀帝の時の隱者。倪詩は「蔣生徑」という故事を踏まえる。原詩「纔接雲虹氣吾旗已豎降一浮鋤水毛共倚叫山窓蔣築能無徑潘才信若江不須邀月上君面有銀缸公有舟名鋤水。齋窓聯曰叫山山窓邀月月来。」
- (7) 黄道周の墓誌銘は前注4「倪元璐年譜」所収。本来、黄が倪のために書いた墓誌は一つであり、何故に異同が生じたかを考察すべきであるが、ここでは擱く。(大東文化大学)